



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 606 和歌山県立自然公園等の抜本的見直し業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(環境生活総務課)
- 607 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)
- 608 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 609 生活保護法による医療機関の指定(")
- 610 生活保護法による介護機関の指定(")
- 611 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定
(障害福祉課)
- 612 " (")
- 613 " (")
- 614 七郷井土地改良区の役員の就退任(農業農村整備課)
- 615 名田周辺土地改良区の定款変更の認可
(")
- 616 森林病虫害等防除法による防除命令の内容
(森林整備課)
- 617 " (")
- 618 平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部改正
(水産振興課)
- 619 基本測量の終了(技術調査課)
- 620 基本測量の実施(")
- 621 新道路の供用開始等(道路保全課)
- *622 平成18年和歌山県告示第1503号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の一部改正
(住宅環境課)
- 623 平成20年度和歌山県議会における速記等の委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(県議会事務局)

○ 労働委員会告示

- 1 あっせん員候補者名簿の公示

○ 公告

- 入札公告(環境生活総務課)
- "(県議会事務局)

○ 監査公表

- 監査公表第20号
- 監査公表第21号

告 示

和歌山県告示第606号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県立自然公園等の抜本的見直し業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称等

- (1) 業務の名称
和歌山県立自然公園等の抜本的見直し業務
- (2) 業務の内容等
仕様書による。

2 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年4月21日(月)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 過去5年間に於いて、環境省又は都道府県から元請けで400ha以上の自然公園見直しに係る業務委託契約を受注し履行した者であること。
- (6) 自社営業所の所在地が和歌山県内にあること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額

<p>調及び損益計算書)</p> <p>オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの</p> <p>(ア) 消費税及び地方消費税</p> <p>(イ) 和歌山県が課する県税全税目（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書）</p> <p>カ 使用印鑑届</p> <p>キ 誓約書</p> <p>ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）</p> <p>ケ 会社概要を示す書類（支店や検査機関等の所在がわかるパンフレット等）</p> <p>コ 自然公園の見直し業務を受注し遂行したことを証明する書類の写し</p> <p>(2) (1) のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。</p> <p>(3) (1) のア、イ、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年4月18日（金）から平成20年4月25日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年4月18日（金）から平成20年4月25日（金）までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。</p> <p>4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 平成20年4月21日（月）から平成20年4月28日（月）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>5 資格審査申請書類の配布の場所 和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課 和歌山市小松原通一丁目1番地 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-2670 ファクシミリ番号 073-433-3590</p> <p>6 資格審査の結果通知 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年4月30日（水）までに通知する。</p> <p>7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の</p>	<p>説明</p> <p>(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。</p> <p>(2) (1) の説明は、平成20年5月2日（金）までに書面により求めるものとする。</p> <p>(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。</p> <p>(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年5月7日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。</p> <p>(5) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。</p> <p>8 その他 3の(1) のア、イ、カ、キ及びクに掲げる申請書類は、和歌山県ホームページ（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032500/index.html）からダウンロードすることができる。</p> <hr/> <p>和歌山県告示第607号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年6月8日まで縦覧に供する。</p> <p>平成20年4月18日 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p> <p>1 申請年月日 平成20年4月8日</p> <p>2 名称 特定非営利活動法人和歌山地域医療情報ネットワーク協議会</p> <p>3 代表者の氏名 入江真行</p> <p>4 主たる事務所の所在地 和歌山市橋丁23番地</p> <p>5 定款に記載された目的 この法人は保健・医療・福祉関係者と患者や一般市民に対して、情報通信技術の活用等により地域の保険・医療・福祉の連携を推進することにより、安全かつ有効な保健・医療・福祉サービスの実用化及び保健・医療・福祉の質の向上と公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <hr/> <p>和歌山県告示第608号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があつたので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。</p> <p>平成20年4月18日</p>
--	---

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西訪 7-18	訪問看護ステーション時計	西牟婁郡白浜町内ノ川224の5	平成 20.2.28

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田訪 11-20	訪問看護ステーション時計	田辺市新庄町2322の2	平成 20.3.1

和歌山県告示第609号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第610号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社メディカル・ギア・エクウィPMENT	紀の川市桃山町最上1206番地の7	デイサービス・トレーニングセンターこんにちは	岩出市吉田242-9	通所介護・介護予防通所介護	平成 20.3.13

和歌山県告示第611号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
有限会社わかば薬局	御坊市湯川町財部722番地の5	-	釈野明久	平成 20.3.1

和歌山県告示第612号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
有限会社ウエムラ薬局	田辺市湊491	-	上村健二	平成 20.4.1

和歌山県告示第613号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

示する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
コスモファーマ薬局田中口店	和歌山市太田69-5	中見浩敏	平成 20.4.1
なかい薬局	和歌山市松江北7-1259-172	中井雅英	平成 20.4.1

和歌山県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	中岡靖享	伊都郡かつらぎ町大字佐野786番地
理事	太田惠伸	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町184番地
理事	薄井茂裕	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町32番地の1
理事	森脇初次	伊都郡かつらぎ町大字新田138番地
理事	谷本欣司	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町187番地
理事	草田明信	伊都郡かつらぎ町大字大谷204番地
理事	内田勝巳	伊都郡かつらぎ町大字蛭子34番地
理事	太田恵明	伊都郡かつらぎ町大字佐野138番地の4
監事	華岡 梓	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2174番地の2
監事	稲岡脩一郎	伊都郡かつらぎ町大字大藪252番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	中岡靖享	伊都郡かつらぎ町大字佐野786番地
理事	森脇初次	伊都郡かつらぎ町大字新田138番地
理事	小林廣澄	伊都郡かつらぎ町大字佐野152番地
理事	北浦政美	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町209番地
理事	太田惠伸	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町184番地
理事	谷本欣司	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町187番地
理事	草田明信	伊都郡かつらぎ町大字大谷204番地
理事	磯部尚紀	伊都郡かつらぎ町大字大谷1133番地の3
監事	華岡 梓	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2174番地の2
監事	稲岡脩一郎	伊都郡かつらぎ町大字大藪252番地

和歌山県告示第615号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、名田周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第616号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項

において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成20年5月9日から平成20年7月23日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の

全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第617号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成20年5月9日から平成20年7月23日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、

和歌山県告示第618号

平成18年和歌山県告示第548号（和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「串本漁業協同組合
大島漁業協同組合
告示中 須江漁業協同組合 を「和歌山東漁業協同組合」
檜野漁業協同組合
古座漁業協同組合」

に改める。

和歌山県告示第619号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（1:25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成19年4月9日から平成20年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第620号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（1:25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成20年4月7日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第621号

平成20年和歌山県告示第233号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月21日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第622号

平成18年和歌山県告示第1503号（平成15年和歌山県告示第1147号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の全部改正）の一部を次のように改正し、平成20年5月1日から実施する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸
表和歌山市島の項中「22号棟」を「23号棟」に改める。

和歌山県告示第623号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調達業務

平成20年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務

2 資格審査申請書類及びその配付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（区市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 次の（ア）及び（イ）に該当することが確認できる書類

（ア）1級速記者又は2級速記者を有していること。

（イ）過去2か年以内に2回以上にわたり、普通地方公共団体の議会における速記及び反訳業務を受託し、遺漏なく遂行した実績があること。

(2) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕

様書及びこれらの用紙は、平成20年4月18日（金）から平成20年4月24日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配付を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年5月8日（木）までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館4階第1会議室

(2) 日時

平成20年4月24日（木）午前10時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年4月18日（金）から平成20年5月8日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配付の場所

和歌山県議会事務局総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3560
（ファクシミリ番号 073-441-3559）

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年4月18日現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 次の（ア）及び（イ）に該当する者であること。

（ア）1級速記者又は2級速記者を有していること。

（イ）過去2か年以内に2回以上にわたり、普通地方公共団体の議会における速記及び反訳業務を受託し、遺漏なく遂行した実績があること。

(5) 国税、県税及び市町村税を滞納していないものであること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年5月21日(水)までに通知する。

- 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対しその理由について説明を求められることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成20年5月16日(金)までに書面により求めるものとする。
 - (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
 - (4) 説明に対する回答については、平成20年5月20日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

とする。
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、関歴等を次のとおり公示する。

平成20年4月18日

和歌山県労働委員会会長 吉澤義則

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成20年4月2日現在)

氏名	現職	経験及び関歴	委嘱日
よしざわよしのり 吉澤義則	弁護士	27期～37期公益委員 31期～35期会長代理 36期～会長	S.60.4.2
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～37期公益委員 36期～会長代理	H.18.3.17
いしばしきだお 石橋貞男	和歌山大学教授	36期～37期公益委員	H.18.3.17
しみずかずこ 清水和子	特定社会保険労務士	37期公益委員	H.20.3.19
はやしてつろう 林 徹 郎	(元)和歌山県東京事務所長	37期公益委員	H.20.3.19
はやまきょうこ 羽山京子	アナウンサー	32期～36期公益委員	H.9.12.15
しまもとたかお 島本隆生	(元)和歌山県農林水産部長	35期～36期公益委員	H.16.3.17
うめもとひろふみ 梅本博文	運輸労連和歌山県連合会執行委員長	33期～37期労働者委員	H.12.1.18
ふるたにのりお 古谷紀男	和歌山県電力総連会長	34期～37期労働者委員	H.15.2.17
たかはしよしのり 高橋義典	基幹労連和歌山県本部委員長	36期～37期労働者委員	H.19.3.28
ないとうたかあき 内藤高明	UIゼンセン同盟和歌山県支部支部長	36期～37期労働者委員	H.19.3.28
すぎかつのり 杉勝則	わかやま市民生協労働組合執行委員長	37期労働者委員	H.20.3.19
たきとしゆき 瀧壽行	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	34期～36期労働者委員	H.14.2.27
しおじしげかず 塩路茂一	和歌山県経営者協会専務理事	31期～37期使用者委員	H.7.11.10
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～37期使用者委員	H.14.2.27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役	35期～37期使用者委員	H.16.3.17
うじけんいち 宇治健一	株式会社サンライズ代表取締役	36期～37期使用者委員	H.18.3.17
たかぎたまかず 高木玉和	高木彫刻(株)代表取締役	37期使用者委員	H.20.3.19
かわむらかつひと 川村克人	株式会社イーストアジア・コーポレーション取締役会長	32期～36期使用者委員	H.10.6.24
こほりもとじ 小堀基二	労働委員会事務局長		H.19.4.4
こたとしひと 小谷敏仁	労働委員会事務局総務課長		H.19.4.4

あさりたけし 浅利 武	労働委員会事務局審査調整課長		H.19.4.4
おおおかしょうじ 大岡 丈二	労働委員会事務局総務課副課長		H.20.4.2
ぎおんともひろ 祇園 知宏	労働委員会事務局審査調整課副課長		H.20.4.2
まつもとよしはる 松本 義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H.19.4.4
にしおかたかとも 西岡 隆富	労働委員会事務局審査調整課主査		H.20.4.2

公 告

入 札 公 告

和歌山県立自然公園等の抜本的見直し業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成20年度自公第1号

(2) 委託業務名

和歌山県立自然公園等の抜本的見直し業務

(3) 業務委託内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

(5) 委託業務期間

契約締結日から平成21年3月27日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第606号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課

(2) 日時

平成20年4月18日(金)から平成20年4月25日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

(3) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のあ

る者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課に対して平成20年4月25日(金)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

(3) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課に対して平成20年4月25日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館5階第502会議室

イ 入札日時

平成20年5月9日(金)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入

札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、環境生活部環境政策局環境生活総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2670

ファクシミリ番号 073-433-3590

入札公告

平成20年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 調達業務の名称及び数量

平成20年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務 一式

(3) 調達業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第623号に規定する平成20年度和歌山県議会における速記及び反訳委託業務一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県議会事務局総務課

(2) 日時

平成20年4月18日（金）から平成20年4月24日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問

のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年5月8日(木)までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館4階第1会議室

(2) 日時

平成20年4月24日(木) 午前10時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館4階第1会議室

イ 入札日時

平成20年5月21日(水) 午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年5月21日(水)午前9時30分までに和歌山県議会事務局総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第87条第2号の規定により入札保証金についてはこれを免除する。

9 契約保証金に関する事項

財務規則第93条第3号の規定により契約保証金については、これを免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争

入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県議会事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県議会事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県議会事務局総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3560

(ファクシミリ番号 073-441-3559)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

監査公表

和歌山県監査公表第20号

平成20年2月14日付け監査報告第27号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
 和歌山県監査委員 浅 井 修一郎

1 東牟婁振興局

(1) 監査実施年月日 平成19年12月20日及び同月21日

(2) 監査の結果

健康福祉部

生活保護費返還金については、平成18年度末で約687万円が未収となっており、前年度末に比し約62万円増加している。

今後も、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行い、早期整理に努められたい。

新宮建設部

平成18年度末における土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、約739万円で、前年度に比し約24万円増加している。

しかしながら、平成17年度からの方針として長期高額滞納者に対する取組に重点を置いたことから、過年度分の徴収率は向上しているが、全体として徴収率は、0.96ポイント下落している。

今後も、県営住宅委託管理人とも連携し、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

健康福祉部串本支所

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約348万円となり、前年度末に比し約10万円余の増加となっている。

今後も、より一層、債務者及び連帯保証人に対し償還指導に努めるとともに、関係機関とも連携を密にし、債権管理に取り組まされたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約839万円となっており、前年度末とほぼ同額であるが、特に過年度分の納付が滞っている。

今後も、未収金の早期整理に努めるとともに、

世帯の状況把握に努め不正受給の発生防止を図られたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部

不正受給の防止については、従来より、生活保護の新規受給開始時や既受給世帯については毎年度最初の訪問時に「保護のしおり」を全世界帯に配布するなどし、権利と義務について周知を図っており、今後も更に徹底していく。

償還指導については、平成20年2月現在で、返還義務者のうち、現在生活保護を受給している者は16名であるが、保護費の支給という関係性があるため、計画的かつ継続的な償還がほぼ行われている状況となっている。

これに対して、現在生活保護を受給していない者は19名であるが、保護費の支給という関係性がない点、基本的に経済的に脆弱な者であるという状況に加え、死亡した者が8名、管外へ転出した者が6名、住所不明の者が2名いることなどから、非常に困難な状況となっているが、1名が完納、1名が定期的な償還を行っており、他の返還義務者に対しては改めて納付指導文書を送付した。

今後も、状況を踏まえ家庭訪問をするなどし、計画的かつ継続的な償還が行われるよう粘り強く指導を行っていく。

新宮建設部

公営住宅使用料の未収金整理については、「家賃徴収に関する打合せ会議」を3か月に一度程度開催し、滞納者に対する措置及び状況等について協議を行い、委託管理人との連携をとりながら未収金の徴収に努めている。

滞納額の少ない者に対しては、委託管理人が主となり、臨戸訪問等により未収金の徴収に努め、それでも改善が認められず、訴訟を視野に入れた対応をしなければならない滞納者については、職員が法的措置を踏まえ対応することで、未収金の縮減に努めている。

平成18年度の主な取組としては、明渡訴訟を県全体で18件中、新宮建設部において10件行い、強制退去処分についても1件行った。

平成19年度の現況としては、明渡訴訟済3件、強制退去処分3件、強制退去手続中1件である。また、退去済みの滞納者に対する給与の差押さえを執行した。

これらの措置により、今後とも徴収率の向上を図っていく。

健康福祉部串本支所

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金について、平成18年度末では前年度に比し、約10万円余の増加となっているものの、滞納者は総数2名（3件）の減少になった。また、積極的に償還指導を行った結果、平成19年12月21日現在では、滞納者のうち1名が完納に至った。

今後も引き続き、母子家庭の自立支援を図るとともに、家庭訪問等を頻繁に行うことで、償還の義務を果たすように指導し、より一層関係機関との連携を密にし、償還管理に取り組んでいく。

イ 生活保護返還金未納者に対しては、随時、家庭訪問を行い返還指導を行ってきた。いずれの世帯も現に生活に困窮している世帯ではあるが、今後も粘り強く返還指導を行っていく。

また、被保護世帯の収入状況の早期把握が不正受給や返還金未収金発生防止につながることから、被保護者全員を対象にした課税調査の早期実施や随時の預貯金調査を行い、民生委員や役場担当課など関係機関との連携を更に深め、保護の適正な実施に努めていく。

和歌山県監査公表第21号

平成20年2月14日付け監査報告第29号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月18日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
 和歌山県監査委員 浅 井 修一郎

1 和歌山県土地開発公社

(1) 監査実施年月日 平成20年1月29日

(2) 監査の結果

ア 和歌山県土地開発公社の保有する土地のうち、紀泉台、長山及び蜂伏については住宅の分譲地として、また北勢田ハイテクパークについては企業団地として売却されつつある。残りの区画について、売却が困難なものもあるが、今後も、その売却に努力されたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地については、現状では売却等の具体的な動きがないが、今後早期処分に努められるとともに、未成土地についてもその活用の方途を検討されたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先の地方公共団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早

期移管に向け引き続き努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 紀泉台、長山及び蜂伏の各住宅団地の分譲については、関係機関と連携し、PR活動などの積極的な販売活動を行うことにより早期売却を目指すよう、また、北勢田ハイテクパークの企業団地の分譲については、県商工観光労働部等と緊密に連携して売却促進を図るよう、引き続き、土地開発公社に対しそれぞれ指導していく。

また、その他の保有土地についても、引き続き、早期処分に努めるよう指導していく。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引き続き、その早期移管を図るよう、土地開発公社に対し指導していく。

2 和歌山県住宅供給公社

(1) 監査実施年月日 平成20年1月29日

(2) 監査の結果

ア 平成18年度における分譲住宅等の販売実績は、厳しい経済情勢を反映しながらも、種々努力の結果、計18区画を販売し、残数が33区画となっている。今後も、分譲住宅の販売促進に一層努められたい。

イ 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先の地方公共団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。

ウ 県営住宅の管理において、県営住宅使用料の平成18年度末の収入未済額は、約1億5,288万円で、前年度に比し約788万円減少しているものの、不納欠損額が約1,756万円となっており、多額の不納欠損処分が行われている。

今後、県住宅環境課及び県営住宅委託管理人と連携し、未収金及び不納欠損額の減少に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に一層努力されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 分譲住宅地の販売促進については、価格や販売手法の見直し等を行い、残区画の早期完売に努めるよう指導していく。

イ 道路敷等の公共施設の移管については、毎年実施している監事監査等の場において指導してきたが、引き続き、早期に移管できるよう指導していく。

ウ 県営住宅使用料の未収金及び不納欠損額の縮減については、県営住宅管理担当者会議並びに県住宅供給公社、県住宅環境課及び県営住宅委託管理による打合せ会議等を定期的に開催し

組織的に取り組むことで、一層の適正な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者の発生を防止するための早期対応等についても指導を強化している。